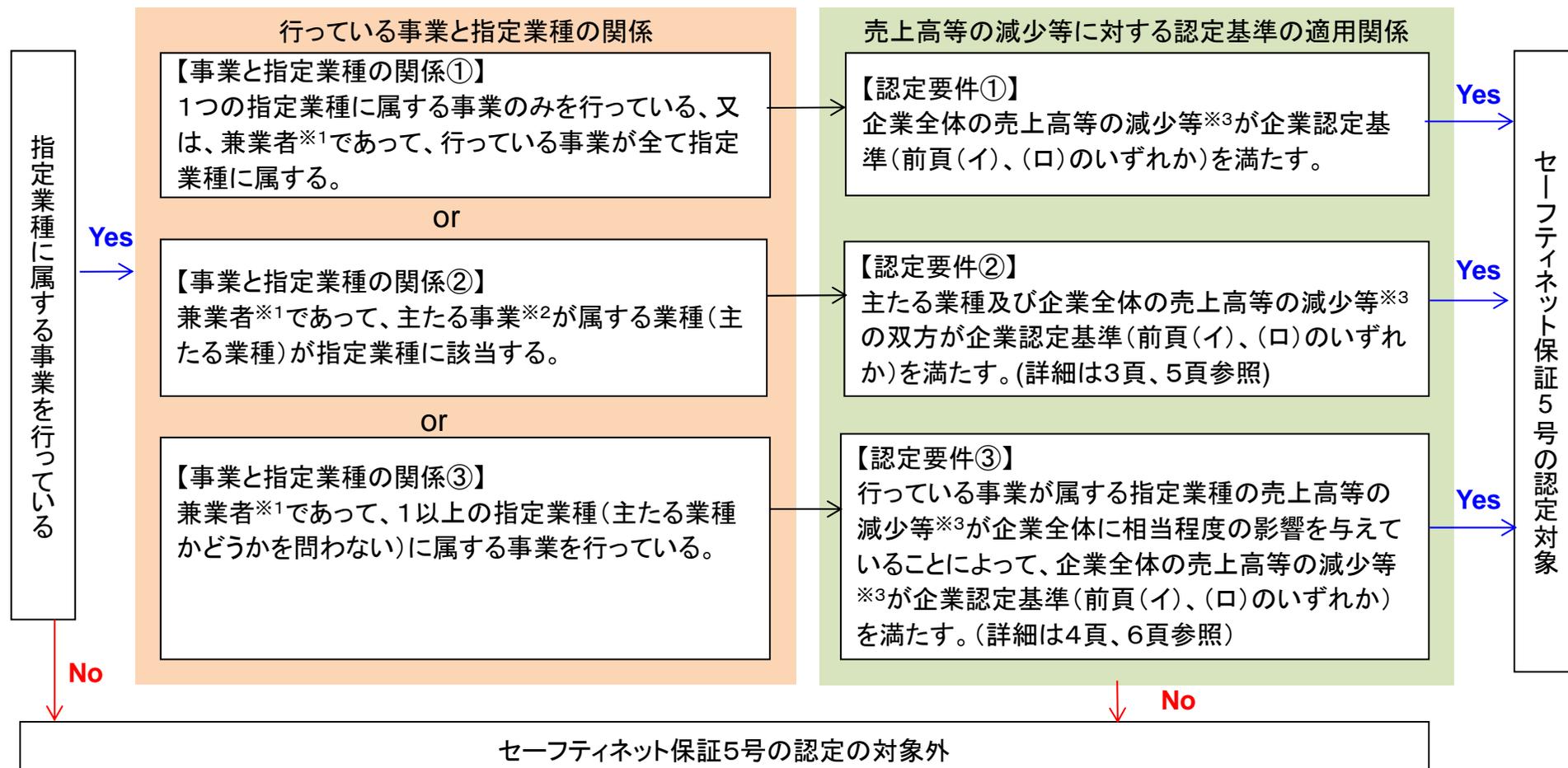


# 企業認定基準の具体的な適用関係

セーフティネット保証5号は、指定業種に属する事業の売上高等の減少等によって経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とするものであることを踏まえ、企業認定基準(前頁(イ)、(ロ))の具体的な適用関係は、以下のような類型に分かれる。



※1: 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。

※2: 主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう。

※3: 売上高等の減少等には、原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていないことを含む。

注) 事業と指定業種の関係①から③について複数の関係に当てはまる場合、どの関係に基づいて認定申請を行うかは、申請者が選択可能。 2